

国立大学法人島根大学広報方針

国立大学法人島根大学は、大学憲章において「地域に根ざし、地域社会から世界に発信する個性輝く大学」を掲げ、教育、研究、社会・地域連携等の取組を推進するとともに、それらの情報発信に努めている。

一方、大学には、学生・教職員を含め多様なステークホルダーが存在しており、それぞれとの間において信頼関係を深め、意見を求めるなど、学内外からの声を大学経営に活かす観点が必要である。

このような情報発信・情報収集を的確に行うためには、情報の受け手側の共感を得ることが重要となる。そのためには、ユニバーシティ・アイデンティティ（大学の理念、独自性を示し、自らの存在感を高める戦略・手法）を確立するとともに、適切かつ積極的な広報活動を行い、社会全般の本学の活動に対する理解を深めなければならない。

ついては、広報方針を定め、全学で共通認識のもと、情報の受け手側の共感を得る的確な広報活動の展開につなげるものである。

I ステークホルダーの信頼と支持を得るための積極的な情報発信と意識醸成

- ① 学内の連携と情報共有の強化のもと、積極的な広報活動を展開する。
- ② 大学の理念やビジョンのもと、学内一丸となった取組を推進するため、学内構成員に対して積極的な広報活動を行う。
- ③ 学内外への積極的な情報発信につなげるため、教職員1人1人が、広報パーソンであるとの意識を醸成する。

II 広報手法の充実

- ① 各ステークホルダーの特徴を意識した戦略的かつ積極的な広報活動を行う。
- ② 情報の受け手側の共感を得るため、第三者が理解しやすい広報活動を行う。
- ③ 効果的な情報発信ツールの発掘に努める。

III ユニバーシティ・アイデンティティの確立とブランド力の向上

- ① 大学の理念やビジョンのもと、本学の強み・特色を積極的に発信する。
- ② ステークホルダーが持つイメージを把握するため、意見を積極的に取り込む体制を構築する。
- ③ 各種広報媒体のデザイン統一などにより、ブランディングの向上に取り組む。

IV 広報倫理の遵守と誠実な対応

- ① 広報活動を行う際は、誠実な対応を心がけ、正確性の保持に努める。
- ② 個人情報の保護、著作権の尊重を行うとともに、プライバシーや名誉、その他の人権に十分配慮する。

V 広報効果の検証

- ① 効果的な広報活動を行うため、広く学内外の声を取り入れる。
- ② 広報活動の定期的な検証と見直しを行い、改善を図る。